

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

2025-6-24 第3回児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会  
16時00分～17時30分

○篠原社会的養護専門官 皆さん、こんにちは。お世話になっております。

お時間を過ぎてしまったのですが、定刻になりましたので、ただいまより第3回「こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会 児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」を開催いたします。

本日は、オンラインの開催といたします。音声・資料の画面共有等に問題がございましたら、御教示いただけたらと思います。

画面共有をさせていただきます。画面共有はできていますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、進めさせていただきます。

まず、会議の開催に当たり、議事録の作成のため録音をさせていただきます。御了承ください。

本日進行を務めます家庭福祉課社会的養護専門官の篠原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日、齋藤委員につきましては御欠席の連絡をいただいております。なお、草間委員、増沢委員におかれましては、少々遅れての御出席となっております。

会議の開催のためには委員の3分の1の御出席が必要となりますので、この会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、御出席の委員につきまして、委員の名簿順に御紹介をさせていただきます。委員の先生方におかれましては、一言御挨拶をいただけたら幸いです。

まず、今回、新たな委員となられました先生方の御紹介をさせていただきます。

まず、社会福祉法人幼年保護会理事長の有馬光彦委員でございます。

○有馬委員 社会福祉法人幼年保護会の横浜家庭学園という女子だけの民間の児童自立支援施設を運営しております、幼年保護会の理事をしております有馬と申します。これからよろしくお願いたします。

○篠原社会的養護専門官 お世話になります。よろしくお願いたします。

続いて、社会医療法人あさかホスピタル 児童思春期診療部長の佐久間睦貴委員でございます。

○佐久間委員 こんにちは。福島県の郡山市にあります、あさかホスピタルという病院で、児童思春期の診療を児童病棟と外来を中心にしております。

児童自立支援施設の患者さんも外来入院等々で診察しておりますし、性被害の方にも多く診療で関わらせていただいております。今回は貴重な機会をいただき、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○篠原社会的養護専門官 ありがとうございます。

そのほか、御出席の委員についても名簿順に御紹介をさせていただきますので、一言御挨拶を頂戴いただければと思います。

本部会の委員長でございます浅野委員、よろしくお願いたします。

○浅野委員長 甲南女子大学の浅野と申します。この委員会の委員長を務めさせていただきます。

昨年度の児童自立支援施設での予備調査にも立ち合わせていただきまして、今日また議題に上がると思いますけれども、アンケート調査について幾つかの施設のお話を伺うこともできまして、今日、委員の皆様からも広く御意見を頂戴できればと思っておりますので、委員会の運営に御協力いただきますようによろしくお願いたします。

○篠原社会的養護専門官 ありがとうございます。

続いて、亀岡委員、よろしくお願いたします。

○亀岡委員 兵庫県こころのケアセンターの亀岡と申します。

日頃は、トラウマの研究やPTSDを中心としたトラウマ関連障害の治療に携わっておりま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

す精神科医です。どうぞよろしくお願いたします。

○篠原社会的養護専門官 ありがとうございます。

続きまして、鈴木委員、お願いたします。

○鈴木委員 こんにちは。立正大学の鈴木といいます。よろしくお願いたします。

児童相談所の現場ですと働いていまして、児童福祉司をやっていました。専門は、虐待する家族といかに協働しながらこどもの安全を主体的につくっていただけるかということが私の実践と研究のテーマになっています。

もう一つ、山田不二子グループに属していまして、司法面接とか、RIFCR(リフカー)であるとか、そういったトレーニングを長いことやっているということで、今回この会に呼ばれています。児童相談所の立場から意見を言わせていただくことになろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

○篠原社会的養護専門官 ありがとうございます。

続きまして、野坂委員、お願いたします。

○野坂委員 こんにちは。大阪大学に所属しています野坂祐子といいます。

前の班のほうで、2019年のときに児童自立支援施設の調査をさせていただきました。現在は、大学と協働するかたちで児童自立支援施設でこどもたちのグループワークをしたりしています。よろしくお願いたします。

○篠原社会的養護専門官 ありがとうございます。

山本委員はまだ入室をされていませんか。

それでは、雪田委員、よろしくお願いたします。

○雪田委員 大阪で弁護士をしております雪田と申します。

弁護士の業務として、性暴力の被害を受けた方の支援の活動をしています。また、性暴力救援センターでの活動もしております。児童の被害のもたくさんあるということで、その経験から何かお役に立つことができればと思います。よろしくお願いたします。

○篠原社会的養護専門官 ありがとうございます。

また、本日は警察庁、法務省、厚生労働省からもオブザーバーとして御参加いただいております。厚く御礼を申し上げます。

最後に、事務局の紹介をさせていただきます。

家庭福祉課長の小松でございます。

続きまして、家庭福祉課課長補佐の入澤でございます。

最後に、私、家庭福祉課の社会的養護専門官の篠原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。配付資料の右上に番号を付しております。

- ・議事次第
- ・資料1 児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 スケジュール
- ・資料2 令和6年度調査（プレ調査）について
  - ・2-1 調査結果の概要
  - ・2-2 調査実施施設の概要
  - ・2-3 調査票
- ・資料3 令和7年度調査（全国調査）の調査票案
- ・参考資料1 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に基づく、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について（令和3年3月18日社会保障審議会児童部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会決定）
- ・参考資料2 令和6年度及び令和7年度調査研究の実施について（概要）
- ・参考資料3 令和6年度及び令和7年度調査研究におけるオンライン動画資料（児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究（令和元年度報告）「その調査結果から子どもの支援を考える」）
- ・参考資料4 委員名簿

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

・参考資料5 児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会の設置について  
でございます。

資料の不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、本日はオンライン形式での会議となっておりますが、本専門委員会は原則公開での開催となっておりますので、あらかじめ傍聴の申込みがあった報道関係者並びに一般の方については、映像を配信することとなっております。資料及び議事録についても、従来どおり原則としてホームページ等で公開することとなっております。

それでは、議題に沿って進行をしていきたいと思いますが、ここからは浅野委員に議事進行をお願いしたいと思います。

浅野委員、よろしく願いいたします。

○浅野委員長 委員長の浅野でございます。

初めに、議題（１）、また、スケジュールの説明に当たっては議題（２）にも関わると思うのですが、（１）と（２）について事務局から御説明をいただけたらと思っております。お願いいたします。

○小松課長 家庭福祉課長の小松でございます。

資料に沿って御説明申し上げます。

まず、資料1でございます。今年度の専門委員会のスケジュールを改めて御紹介申し上げます。昨年第2回の専門委員会を11月に実施したときと、基本的なスケジュール感に変更ございません。これから御報告申し上げるプレ調査を実施して、その結果を踏まえて本調査を実施するというところです。本調査の実施が1か月ぐらい後ろ倒しになっているというのは、これから帳尻を合わせるとしまして、全体の工程は、来年の1月に最終的に取りまとめられた本調査の結果を親部会の社会的養育・家庭支援部会に報告申し上げるということで、全体のスケジュールは整理をしているところでございます。

続きまして、まず事務局からプレ調査の結果を御紹介申し上げたいと思います。

まず、プレ調査自体、資料2-2にありますとおり、施設長、寮をまとめる役割の職員1名、男子寮担当、女子寮担当、心理担当、看護師ないし保健師が調査対象という形で、今見ていただいている資料にありますとおり、3施設を対象にプレ調査を実施したところでございます。

また、資料2-1にお戻りいただきまして、この調査の結果を今申し上げた職種ごとに受け止め等々を資料2-1で簡単にまとめています。

例えば、施設長の観点で言えば、この調査自体が児童自立支援施設にある問題への喚起となったというような受け止め、また、こういった被害を受けたお子さんの把握であるとか、支援、接し方、アフターケアに苦勞しているというような実際の現場の声、また、特に必要な専門性の整理、共通理解に現場としてかなり御苦勞されているというような施設長としての御意見が集約されたところでございます。

寮をまとめる立場の職員の方であれば、実際に施設によってまだまだこどものケアに対する意識に差があるのではないかと、性被害を受けたこどもへのリービングケアの必要性を強く感じておられるといった御意見。

男子寮を担当されている職員の方であれば、むしろ性被害の実態把握に多くの施設が取り組んでいることが意外であったということ。また、やはりどうしてもこういった被害児童への支援についてはケース・バイ・ケースにならざるを得ないといった感想が聞き取れております。

女子寮担当の職員の方からの御意見の中では、例えば、スマホを所持する年齢が下がっていくにつれ、被害を受けるこどもの年齢に着目する必要があるのではないかとといったこと。また、入所前に、可能な限りだと思えますけれども、児童相談所による入所前の実態の把握が重要な視点ではないかという御意見をいただいています。

心理療法担当の職員の方からの御意見であれば、性被害に対しての理解とか抵抗感ということに関して言えば、一昔前よりはかなり進歩したのではないかということ。一方で、現場では戸惑いが大きいということを改めて感じているという御意見。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

看護師、保健師、医療技術職の方からの御意見としては、こういったお子さんへの支援に関して言えば、高い知識や専門性が必要になると。一方で、そういった専門性、いわゆる職員の技量が十分に備わっていないと、なかなか支援自体が難しくなってしまうのではないかという御意見が挙がってきているところでございます。

2ページ以降は、実際に選択肢を用意しながら御質問をして、それに対する統計を整理したものでございます。例えば、問3であれば、どのような支援を行う必要があると思いますかというのに対して、とにかく実態把握ということに関して「非常に思う」というのが9名、「まあまあ思う」というのが4名ということで言えば、17名中、ほとんどの方々がとにかく実態把握が重要であるという視点をお持ちであります。

それ以降、アセスメントが必要であるとか、適切なケアが必要であるといった御回答をいただいている中で、9ページに飛びますけれども、問5までの回答はほとんど必要性等々について各施設の職員さんたちは感じ取っておられるところですが、問6以降は、実際に支援をするに当たって何がハードルになっているか、もしくはそのハードルを乗り越えるためにはどういったことが必要かというような問いかけになっている設問ですけれども、これ以降の設問に関しては、ざっと傾向を申し上げますと、1つのところに回答が集中してなくて、例えば、問6であれば、職員の専門性・聴取技術等の不足がハードルとなっているということに対して4名の方がイエスという回答しておられますけれども、一方で、こどもの精神的負担・傷つきというのが、これはこども自身にどういったアプローチをかけるかということについて、そこがハードルになっているということだと思っておりますけれども、そこについて3名の方がイエスという答えをしています。また、ちょうど真ん中辺になりますけれども、こどもが語らないとなかなか把握ができない、見過ごされてしまうのではないかというような辺りに3名の方がお答えいただいているという形で、これ以降の設問に対してはお答えが広範にわたっているというか、全ての選択肢に割と同じようなお答えが広がっている。

この辺りは、実際に本調査を実施するとき、58施設を今度対象にするわけですが、それによっていくつか集中する選択肢が出てくるのか、それとも同じような傾向で、全てが課題であるとかハードルであるというお答えが出てくるのか、これによって我々が今後検討していく支援策のアプローチの仕方がかなり変わってくるのではないかなど、このプレ調査の結果を事務局としては受け止めているところでございます。

時間の都合で一つ一つを申し上げますことは割愛させていただきますけれども、プレ調査の結果は今申し上げたような傾向で集約がされております。

資料2-3がまさにプレ調査の調査票になるわけですが、これはもう皆さん御承知いただいているという前提で、資料3の本調査案を御説明申し上げたいと思います。

まず、本調査案は、今御紹介申し上げたプレ調査の結果を踏まえて、2点ほど大きな点で整理し直しております。まず、今見ていただいている本調査案「施設アンケート」の黒枠の中のお書きのところ。なお、本アンケートにおいて、まず「性被害」、「性的画像・動画関連の被害」というふうにくくりを分けて、それを総称する形で表現するときは「性被害等」という言葉に整理し直しております。

これは、今回のプレ調査をやる中で、身体的・物理的な性被害といわゆる画像被害を分けて把握をしたほうがいいのではないかという御意見がありまして、それを踏まえて、本調査の中では「性被害」と「性的画像・動画関連の被害」を分けて極力調査を実施するように考えているところでございます。

また、本調査を実施するに当たっては、プレ調査のときと同じように、参考資料3につけておりますけれども、もともと調査研究でいただきました「児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究」の調査結果を踏まえた、調査を実施するに当たって動画を作成しましたので、この動画を全施設の調査対象者の方々にまず視聴していただいた上で本調査を実施する。ここもプレ調査と同じ手法になりますけれども、そういった形でやりたいと考えているところでございます。

もう一点、本調査の中でプレ調査と変えたところが7ページになります。まず、7ペー

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

ジを見ていただくと、こういった形で、これは問3ですけれども、例えば（ア）の「性被害、性的画像・動画関連の被害の実態把握」のところを①と②に分けて、「非常に思う」から「分からない」までの選択肢を設けさせていただいたということでございます。

もう一点変更したところが10ページの間5になります。ここはもともと、先ほどプレ調査の中で御紹介申し上げた、課題（ハードル）を乗り越えるためにはどのようなバックアップ（サポート）が必要ですかという問いかけに対して、プレ調査のときは特に選択肢を設けてなかったのですけれども、御回答いただく職員の方からは選択肢があったほうが答えやすいという御意見がありましたので、例示ということを念頭に、プレ調査の中で御回答いただいたことを今回選択肢に盛り込むという形で、選択性の回答ができるような形にさせていただいております。

というのが本調査の案でございますので、この点につきまして、先生方の御意見等を頂戴できればと思います。ありがとうございます。

○浅野委員長 小松課長、どうもありがとうございます。

この回から御参加いただいた委員の方にはついていくことが難しいところもあるかもしれないのですけれども、昨年度プレ調査をして、その結果を踏まえて全国調査をするに当たって、新しい本調査のパターンを考えていただいたということになります。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、この調査の内容、プレ調査も含めて、また、本調査をこのように実施することについて、皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 アンケート調査をここまで作り込んでいただいてありがとうございます。変えることの意味をどれだけ言っているのかよく分からないのですけれども、アンケートの結果を見て、今回個別の事例の実際のところの調査に入るのですけれども、例えば、3ページの間2のところ、個別の事例がどういうふうに対応されたかという観点で見ていったときに、被害聴取の主体はどこがどういうふうに行ったのかというのがとても関心があります。

前回の調査でも施設が聴取するということがあったのですけれども、施設が聴取するのはコンタミネーションの観点から非常に問題だと思うので、そういったことでいうと、今回、実際の事例で被害聴取の主体がどこであったか、児童相談所とどんな役割分担をしたか、あと、協同面接に至った事例があるのかどうか、さらに言えば、それが事件化されたかどうか、そういったところがとても気になったということです。

アンケートにどこまでボリュームをつけるか、限界もあると思いますけれども、実際の個別のケースの調査とかその後の事件化等についてはどうなっているのかということと、そのこどもが施設の中でどんな様子なのかということは、症状も含めて気になったところで、可能であればそういったことも調査対象にさせていただけると、施設の中で扱われた事案の顛末というか、全体の傾向が分かっているという感想を持ちました。

以上です。

○浅野委員長 ありがとうございます。

今御意見をいただいたのは、本調査の3ページの間2の「性的画像・動画関連の被害状況について教えてください」という項目のときに、開示があったのかとか、どこで被害に遭った、加害者との関係、被害に遭うまでの状況、被害内容だけではなくて、この被害について聴取をどこがどんなふうにしたか、あるいは児相とどう役割分担をしたか、協同面接があったか、事件化されたのかということも踏まえて、さらには、現在の施設でのこどもの様子や症状も聞き取れたらなおいいのではないかと御意見ですね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

増沢委員、お願いいたします。

○増沢委員 御説明ありがとうございます。

意見というよりも確認ですけれども、「性被害」、「性的画像・動画関連の被害」、「性被害等」というふうに分けて聞くのですけれども、1番目の「性被害」は全て身体的

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

接触が伴う性被害ということで、性被害の中には身体接触が伴わない、アダルトビデオを見せるとか大人の性行為を見せるといふのも性的虐待や性被害に入ってくるのですけれども、それは今回外すということでもよろしいのでしょうか。そこだけ確認です。それを入れるとなると、もう一つ質問が増えてしまうので大変なのかなと思って、確認だけです。お願いします。

○浅野委員長 ありがとうございます。

3つに分類した中の①の「性被害」というところに、非接触型であるけれども、入れるか入れないかということですね。見せられるとか、暴露されるという行為をそこに入れるのか、あるいはもう一本別立てにするのかということ、児童ポルノ事案とどう分けるかという辺りかと思えますけれども、事務局のほうはいかがでしょうか。

○小松課長 お答えします。

「性被害」のところは、増沢先生から言われた非接触型を必ずしも排除するというところまでは考えておりません、必ずしも身体的接触に限定をしようという意図はなかったところでございます。

○増沢委員 もし入れるならば、非接触型も1つ例示で入れておいたほうがいいのではないかな。そうしたらすぐ分かる話だと思います。

○小松課長 ありがとうございます。

○浅野委員長 ややこしいのは、家庭内外で裸の写真が撮られたとか盗撮されたというのは②に入れるけれども、見せられたというような大人の性の暴露とかに関しては①で扱うという分け方でいいですかね。そこに具体例として1つ増やすという感じで、事務局のほうでまた調整いただけたらと思います。

増沢先生、それでよろしいでしょうか。

○増沢委員 それでいいと思います。

○浅野委員長 ありがとうございます。

ほかの御意見はございますでしょうか。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 御説明ありがとうございます。

①の性被害と②の性的画像ですけれども、被害を受けながら性的画像を撮られることもよくあることですが、こちらは、(2)は①と②なので、もし重複している場合はどのように記載されるとよいのか、お伺いできればと思いました。

○浅野委員長 ありがとうございます。

①と②が重複してある場合も当然あるかと思うのですが、それについてはどんなふうにアンケート上は扱うかという御質問かと思えます。

事務局のほう、お願いできますでしょうか。

○小松課長 重複ということが、施設サイドのほうで明らかにこの子は両方ということであれば、選択肢としてもう一つ「重複している場合」を設ける方向で検討してみたいと思います。

○浅野委員長 ありがとうございます。

重複している場合は、もう一つ「重複」という形で欄を設けることを検討ということですが、山本委員、いかがでしょうか。

○山本委員 その場合、③が「性被害等：上記①及び②」になっていますので、③の扱いが私はよく分からないなと思っています。多分、性被害、性的画像・動画関連の被害を含めて「性被害等」としますみたいな、そういう大きなカテゴリーなのですね。①と②と、重複の③にしたほうにスッキリしているような気がいたしました。それとも、③が①と②の重複というふうに理解したほうがいいのでしょうか。

○小松課長 もともと③というのは、①と②を総称するために③と設けたので、回答欄として重複ということ念頭に置いてなかったのですが、そこも含めて事務局のほうで整理をさせていただきたいと思っています。

○山本委員 承知しました。ありがとうございます。

追加でよろしいですか

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

施設アンケートの定義の中ですけれども、②「性的画像・動画関連の被害」のネットの拡散、拡散すると脅しての性暴力、児童ポルノに転用等は、性暴力以外の経済的な経費を脅し取られるとか、性暴力以外の望まないことに泣く泣く従事させられるというところも、画像を用いてのセクストーションの中に入ってくるかなと思いますので、脅迫を入れてもよいのかなと思いました。そこまで細かい定義が必要か分からないですけれども、以上です。

○浅野委員長 ありがとうございます。

つまり、拡散すると脅しての性的搾取プラス金銭的搾取というのも例示の中に入れてはどうかという御提案でしょうかね。

○山本委員 そうですね。金銭的搾取、ほかに労働力を提供させられるみたいな、実際に起こっているそういう被害も含むかなと思いました。

○浅野委員長 性的な労働以外の労働搾取もあるということですかね。

○山本委員 そうですね。リクルートさせられるとか、ほかのこどもを連れてくるように言われるとかです。

○浅野委員長 拡散すると脅しての性、労働、金銭、様々な搾取ということも答えられるようにしたほうがいいのではないかという御意見ですね。

○山本委員 そうですね。脅迫行為も入るといいかなと思います。

○浅野委員長 「脅迫行為」という言葉がいいのかな。その辺も幅広に取れるようにしたほうがいいという御意見ですね。

事務局、いかがですか。

○小松課長 ちょっと確認させてください。被害の態様として、非接触も含めて身体的な性被害と画像・動画関連の被害というふうに分けて、それぞれ両方が被害としてある場合に重複というカテゴリで整理をしたいと考えているところですが、今、山本先生がおっしゃったのは、その場合、画像を用いて脅迫をすることという、また別の被害のカテゴリのようなイメージがするので、そこを同列に調査することは今回の調査の中ではなかなか難しいのかなという気がしています。この場合は、多分、身体的な性被害を受けて、身体的な性被害の事実を脅迫のネタに使って次の被害にということもあるかと思うのですが、この辺りが今回の調査の中でどこまで広げられるかということに自信がないのですが、そこはどうなのでしょうね。

○山本委員 私が考えたのは、ネット上の拡散、拡散すると脅しての性暴力ということなので、これはセクストーションになのかなと考えたのです。性的脅迫行為。もしそうであるならば、ほかの経済的な搾取も入ってくるとしますし、それも1次被害の画像というものがあつた上での2次被害。でも、この2次被害は、あくまでも拡散すると脅してのさらなる性被害というところで、拡散すると脅しての金銭的な搾取は含まないというのであれば、どうなのだろう。セクストーションの枠には入らないけれども、そういうふうにするはあるのかなと思います。

以上です。

○浅野委員長 どんな表現がいいですかね。

○小松課長 事務局のほうでも検討させてください。いずれにしても今回の調査自体は、プレを踏まえて施設の支援者を対象にする調査で、実際に被害を受けているこどもたち、受けたこどもたちをどういうふうにキャッチをしてその後の支援に展開しているかというところに軸を置いておりますので、その中で、山本先生がおっしゃった2次被害というのも当然こどもにとって深刻な被害だということは理解をした上で、今回の調査の中でどこまで盛り込めるかということは一旦事務局で検討させてください。

○山本委員 承知しました。

○浅野委員長 ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員 話を聞いていて、いろいろなバリエーションがあることが想定されるので、質問紙を作るのは難しいなと思いながら聞いていました。

ただ、今回の調査の目的として、まず、いろいろなバリエーションがあるということ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

把握して、取りあえず便宜的に①、②という形では聞くのだけれども、報告する段になったら、それを1回解体して、例えば性被害あるいは性的なポルノ、それを使ったさらなる暴力といったように、ベン図に描いたら重なってくるようなものができるのではないかなと考えました。施設の方に、入所している子どもたちにこうしたすごく複雑なことが起きているのだということ認識していただくための1次資料として収集できたらいいのではないかなと思いました。

つまり、施設の先生方は、性被害があるということは言葉でもあるいは実感としてもお持ちだと思うのですが、例えば、委員の中でイメージしているさまざまな事例は御存じないかもしれません。なので、子どもがいろいろなタイプの搾取を受けていることを示せる結果がまとめられると役立つと思いました。

それで考えると、資料3の施設アンケートの問1で、①の「性被害」は加害者を分類して細かく聞いているのですが、②の「性的画像・動画関連の被害」は、何人そういう子がいるのかという点から大きくくくっておられます。これも①と同じように、こういった画像とかいわゆるポルノ被害が家庭の中で起きているのか、家庭の外でも起きているのかを分けて把握しておいたほうがいいのかもありません。この研究班は児童ポルノというタイトルの研究なので、そこをもう少し詳しくしてもいいのかなと思いました。

もう一つは単純な質問というか、よく分からなかったところですが、施設アンケートの3ページ目、問2ですが、質問の文章が、「①最初に被害に遭った年齢、②被害に遭った場所」となっていて、表の中の①とか②と対応していないのではないかなと思ったので、確認させてもらえたらと思います。

②以降は、場所、加害者、状況とかは対応しているのですが、①「性別」の性別は、被害者の性別なのか、加害者の性別なのか、開示というのが誰に対する開示なのか、①、②辺りで、②がいっぱいあったりするので、要修正かなと思いました。

以上です。

○浅野委員長 おっしゃるとおりですね。

ここの辺は、事務局のほうはいかがですか。

○小松課長 まず、1ページ目の「性的画像・動画関連の被害」のところは人数だけという辺りは、自身の親からの被害ということも当然あり得ますので、家庭内、家庭外で2つに分けて取るということで考えたいと思います。

それから、3ページ目のところは、性別と開示の有無というのが上のところで一切触れていないので、まずそれで番号ずれが起きているという辺りは、きちっと整理をして改めて表を修正したいと思います。

開示の部分のところは、子ども自ら施設に対して開示があったかどうかという設問でありますけれども、そこももう少し分かりやすく説明をした上で調査するようになりたいと思います。

○野坂委員 ありがとうございます。

○浅野委員長 あわせて、野坂委員から指摘がありました、性別が子ども本人の性別なのか、加害者の性別なのかということも分かるような付記をいただけたらと思います。

ほかはいかがでしょう。

亀岡委員、よろしくお願いたします。

○亀岡委員 皆さん方の議論と重複するところが大きいのですが、先ほどの最初の四角の定義です。「性的画像・動画関連の被害」の内訳ですが、「拡散すると脅しての性暴力」と書いた場合に、脅しを使ってレイプしているみたいなイメージがあるので、ここで聞きたいのは、そうすると①、②も入るしというふうになってしまうので、「拡散すると脅し」とか、そこで止めておいてもいいのかなとちらっと思いました。

それと、①の「性被害」に、家庭内の性被害とか家庭外の性被害が合体させられていますよね。そうすると、私は前回出席させていただいていないのですが、前々回くらいの際に、家庭内の性被害とか家庭外の性被害の対応がやはり違うのではないかなという議論もあったと思うのですよね。家庭内の性被害については、代表者面接とか、司法面接とか、かなり進んできている部分はありますが、家庭外の性被害となってくると

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会](#)」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

置き去りにされているということがあり、その部分を調査しようではないかという趣旨だったのかなと思うのですけれども、そうすると、ここでまとめてしまうと埋没してしまわないかなと思うのですね。

問1で、家庭内性被害と家庭外性被害と聞いていますけれども、あとは①番に関してはどうですかという形で聞いていきますよね。ですから、ここの委員会で知りたい家庭外の性被害みたいな福祉犯罪に関わるようなことについて、これでどれぐらい明らかになるかということがあるので、この調査の次の段階でそれをするのか、あるいはこの調査で後半部分はそこに焦点を当てて聞いていくのか、そこら辺も一つあるかなと思います。

それから、職員アンケートのところ、最後の対応方法ということに関して具体例を挙げている問5がありますよね。この具体例は、プレ調査のときに質的に質問をされて、こういった項目が妥当であろうということが挙げられて、それが記載されているということなのでしょうかとということが1点。

それから、具体例を見るとどれも大事だなと思うので、例えば、選択してくださいというのは、個数は幾つでもいいのですか。そうすると、全部にチェックが付きそうな感じもするのですけれども、いかがでしょうか。

○浅野委員長 どちらからでもあれなのですから、直近で聞かれた問5の項目の話で、項目が挙がっているけれども、「必要と考えるバックアップ」として挙げた選択肢はどういう考え方に基いて抽出したのか。先ほどは自由記述で書かれたものをベースにして組み立てたということでしたけれども、そのことと、どれも大事だからどれもチェックがついてしまう可能性があるけれども、それで構わないのかということについて、先に事務局のほうでお願いできますでしょうか。

○小松課長 まず、この選択肢自体は、プレ調査で自由記述の中で、「自由記述だとなかなか思い当たらない」という御意見もあったので、自由記述でいただいた回答を基本的には例示することで項目を用意しております。

もう一点、亀岡先生が言った、どれも大事な視点なので複数回答を可にすると全部にチェックが入るのではないかとこの点につきましては、まず複数回答を可能とした上で、先ほどプレ調査の問5以降のところでも申し上げたように、どれも重要な視点だったり、どれも外せないようなものは答えが横に広がっていく傾向があると思っていますので、そういう意味では、仮に全部にチェックが入ったとしても、それはそれでどの観点も重要だということで、純粋に調査結果として受け止めればと事務局としては考えているところであります。

また、これに優先順位をつけるかつかないかということについて、何から取組ができるかということは、逆に、本調査が終わって全部集約をした後に、今度は本調査の結果を見て、これは来年度以降の話になるのかもしれませんが、さらにこの点について深掘りの調査が可能かどうかということをおこの委員会の中でも事務局から御相談申し上げたいと思います。

それから、先ほどの家庭外と家庭内のお話ですけれども、要は、家庭内での性被害と家庭外での性被害というのは、こどもに与えるダメージとか顕在化する難しさという観点からいっても、それから、その後どういう道行きをたどるかということ踏まえても、それぞれ違うということは理解できますので、あまり項目を増やし過ぎると、もしくは最初のところで枝分かれをさせ過ぎると、調査全体の施設職員の負担ということもあろうかと思いますが、一旦、家庭内外を分けるか分けないかということは事務局のほうでも検討させていただいてよろしいでしょうか。

○亀岡委員 ぜひ御検討いただきたいと思っておりますし、回答者の利便性も非常に重要かと思っておりますので、ですので、これを全部分けて全質問に答えてもらうというのは今回だけでは収まり切れないかなと思っておりますので、家庭内も含めて調査するのか、それとも、個別に何人ぐらいあるかという最初の質問は回答してもらったとして、途中からは家庭外の性被害に限ってというふうにするシンプルかなと思うのですが、そうすると、大切な情報をたくさん捨ててしまうことになるでしょうか。それとも、この会議の趣旨に沿ったものになっていくでしょうか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

臨床をやっている実感として全く違うのですよね。もちろん家庭外の性被害を受けた子は家庭内の性被害も受けていることがすごく多いのですけれども、家庭内の性被害は注目されるけれども、家庭外の性被害は軽んじられているという実態があるので、この会議の第2、第3段階でそれをするのかどうかということですね。

○浅野委員長 増沢先生、お願いします。

○増沢委員 今回の亀岡先生の御意見はとても大事だと思っていて、性被害のほうの家庭内、家庭外ということと同じように、それと性的画像に関しては家庭内と家庭外では意味が違うことと、圧倒的に数的には家庭外だと思うのですよね。

家庭外の場合のことを軽視しているという中に、この画像の問題が入ってくるというのは、そこにアプローチせよという、この研究会でも目的に照らすと大事な指摘ができることだと思うので、僕は家庭外でも直接会って撮られたのか、ネットの中だけの関係で撮られたのかも聞きたいくらいなので、少なくとも家庭内、家庭外だけは分けて聞くのが大事ではないか。

もちろん家庭内で、例えばお母さんに画像を撮られて、それを売っているというようなことはもっと深刻だけれども、数的にはそんなにないように思うのです。圧倒的に多いのは家庭外ではないかと思うので、そこら辺のことも踏まえて、両方で特徴はかなり違うので、僕は分けて取ったほうがいいのではないかなと思います。

○浅野委員長 ありがとうございます。

○小松課長 今回の増沢先生からの点も含めて、ぜひ先生方の御意見を伺いたいと思うのですけれども、もともと私がイメージしたのは、どちらかという家庭内の性的虐待というより、むしろ市中での性被害を念頭にこの専門委員会で御議論いただいていたと理解しております。そういう意味では、家庭内と家庭外で、これは可能であれば両方を取って、両方の傾向をとということもあろうかと思えますけれども、仮にどちらかを優先して今回のこの調査の中でやるとしたときに、家庭外から取るということが正しいのか、それともやはりどうしても2つそれぞれ取らないと、全体の被害の状況とかそれに対しての支援の状況が、せっかく調査するに当たっても効果のないものになってしまうかという辺りはいかがなんでしょうか。

○浅野委員長 この点について、ほかの委員の方からもぜひ御意見をいただけたら。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 増沢さんが言われたみたいに、家庭外と家庭内ではそれぞれ違うと思います。特に今、施設の中で、家庭内であれば児童相談所も含めていろいろな動きをしますけれども、家庭外だと児童相談所も警察任せで、児相も傍らにはいますけれども、お任せということになってしまうので、そういった点では家庭外にちゃんと注目できるような調査がこの委員会に求められているのかなと思いますので、煩雑になって大変だなとは思いますが、やはり分けてやっていくことが必要だろうなと思いました。

以上です。

○浅野委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 御説明ありがとうございます。

もし見落とししていたら申し訳ないのですけれども、家庭外というか市中でというのを取るのだったら、誰がしているのかということころは、問2の③に加害者との関係があると思うのですけれども、いろいろな人がいるような気がするのですよね。それを③だけで聞えるのかなということころを考えました。

関係は、親とか、近所の人、コーチ、教師、あとはSNSで知り合った人とか、ゲームで知り合った人みたいな、そういういろいろなものは自由記述で書いてもらうという理解でよろしいでしょうか。どういうふうに出会っているのかということころですね。

○浅野委員長 3ページの問2の「加害者との関係」のところですね。ここは自由記述ですよ。自由記述にもともとなっているので、どんなふうを書くかというのは委ねられているような感じになっています。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

山本委員、よろしいですか。

○山本委員 誰がどのように加害をしているのかということを知ることが目的であるならば、そこをもう少し聞けるような内容でもいいのかなということは考えています。

それは、自由記述で書いてもいいですが、内閣府のほうの加害者の一覧項目があるので、それでピックアップするような形、プラス、その他とかで書いたほうが集計はしやすいのかと考えました。

以上です。

○浅野委員長 ありがとうございます。

加害者の一覧表みたいなものがあるということですか。

○山本委員 そうですね。無理やりの性行為、不同意の性行為を内閣府が取っていますので、そこには載っています。こども以外に配偶者とかも入ってきてしまうので、必要なものはそこからピックアップできるかなと考えています。彼氏とか彼女とかパートナーも入ってくると思います。

○浅野委員長 ありがとうございます。

今の御意見は、自由記述ではなくて、内閣府の調査に挙げられている加害者の例を選択できるような形にセットしてはどうかという御意見ですかね。

○山本委員 そのほうがより詳細に出てくるかなと思いました。

○浅野委員長 漠然とではなく、詳細に出てくるのではないかということですね。

事務局のほうはいかがでしょう。

○小松課長 内閣府の調査を事務局で確認して、確かに自由記述にすると、意味するところが同じなのかどうかという混乱もないわけではないですし、そういう意味では例示という意味合いも含めて選択肢はあったほうが分かりやすいと思いますので、事務局のほうで確認をさせていただきたいと思います。

○浅野委員長 よろしく願いいたします。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員 私も、今回の調査対象が児童自立支援施設なので、まさに外での被害、搾取に遭ったことに焦点を当てるのは理にかなっているというか、対象と内容が合ったことだなと思いましたので賛成です。

今の山本委員の話とも重なってくるのですけれども、加害者が誰なのかといったときに、よくあるパターンの一つが、家でネグレクト、プラス性虐待、搾取をもう既にされて、その後で外でも搾取に遭うみたいな典型的な流れがありますよね。そこをうまく拾えないかなと思っています。

だから、例えば問1は重複回答可になっているので、親にされた被害のこともあれば、外で受けた被害のことも書かれているということなのですけれども、それが同じ子がそういった被害の連鎖というか、重複が起きているということが明らかにできると、よりよいのかなと思いました。全部を欲張るとなかなか難しいのですけれども、典型例の一つではあるので、ばらばらに考えるのはいかがなものかと思いました。

○浅野委員長 今、野坂委員がおっしゃったのは、1ページの最初の問いに関しては、家庭内性被害と家庭外性被害を両方聞いておいたほうがいいだろうということでもいいのですか。現状のままで。

○野坂委員 難しいですね。

○亀岡委員 野坂委員のおっしゃることは、家庭内性被害と別項目で聞いてしまうと、先行して家庭内性被害があった子がこのようになるということが分かりにくいということですよ。

だから、「家庭内性被害」という項目はやめて、「知らない人からのレイプ被害」何とかかんとか書いて、これに「先行して家庭内性被害があるかどうか」というのをある・なしで付け加えると、重複しているのか、単体なのかというのが分かりますが、処理はしにくいですかね。

○野坂委員 でも、そこはぜひ明らかにしたいですよ。

○浅野委員長 (1)の回答は人数ですよ。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

○小松課長 事務局から野坂先生に確認したいのですが、野坂先生がおっしゃったのは、児童自立支援施設にいる子たちは割と家庭内に居場所がなくて、市中に飛び出して、そこで性被害に遭って、社会的には性被害というものが非行行為というふうに紐付けられて児童自立支援施設のほうに入ってくるということで、その子の被害は今回のこの調査の中では「家庭外の性被害」として捉えられるというふうに事務局は考えているのですが、野坂先生がおっしゃったのは、自宅の中に居場所がなくなる一つの形として、家庭内で性被害を受けているということを別にとる。その意味は、家庭内でも被害を受けて、同じ性被害を外で受ける、内でも外でも受けるということがこの子のダメージがどのくらい大きくなるか、また、その子の真実告知をしてもらうに当たってどのくらい施設職員のアプローチが難しくなるか、その後の支援がどのくらい複雑になるかという辺りも明らかにできるのではないかと狙いがあった問いかけというふうに理解をしたのですが、そういうことなのですかね。

○野坂委員 ありがとうございます。

そうです。

その後、亀岡先生が御提案くださったように、基本的に外で被害に遭っている子のうち、家族からの性虐待も受けている子がどのくらいかと聞き、要は、家族内だけで性被害を受けているという子を別枠で抽出してしまえば、もしかしたら家の中だけというのはレアかもしれないわけですかね。そういうふうに、重複の子と、外だけの子と、家の中だけの子というふうに分けられたらいいのかなと思ったのです。

そうすると、問2のところも、加害者に例えば幾つか○をつけるみたいな形になるのかもしれないのですが、あるいは過去のことを1ケース扱いにする、どうカウントするのか、ちょっと分からないのですが、幾つも受けているところが特徴の子たちなので、それをうまく反映できる質問票だと思いました。

○小松課長 いずれにしても、今回の調査は数字で総数を取るものですので、1つのケースを追っかけようものではないので、工夫ができるかどうかということについて、事務局のほうで検討しつつ、とにかく主眼は、今回は家庭外での性被害がどうなのかという実態をまずは明らかにするというところで再整理をしたいと思います。

○野坂委員 ありがとうございます。

○浅野委員長 山本委員、お願いします

○山本委員 問2の③に項目を羅列したら、両親とか兄弟が入っていますし、そこに近所の人、ネットで知り合った人みたいな4つぐらいチェックがついたら、この人は家庭内でも家庭外でも被害があるということは分かるのかなと思いました。

○浅野委員長 問2のほうは個別の事例の概要になってくるので、「加害者との関係」のところ、選べる人を全て選べるような形に取ればいけないのではないかとことです。

○山本委員 そうです。

○浅野委員長 だから、これは回答する人が「最初に被害に遭った年齢」を書いた後に、被害に遭った場所を複数選べるようにしておかなければいけないし、加害者も複数選べて、その後、④の「被害に遭うまでの状況」というのもいつのことを書いたらいいかということが回答者に分かりにくくなっていくのかなと思うところもあるのですが、この辺りももう一遍整理が必要ということですかね。

山本委員、お願いします。

○山本委員 2番で、それこそ10人も書いたりしないというイメージがあるのです。各施設で何人ぐらいいらっしゃるかわからないのですが、五、六人ぐらいでしたら、そこに、この子の被害を全部書いてもらうという形で、最初、次、次みたいを書いてもらうのもいいのかな。そうすると、量的なものを取りたいという意図と反するのかよくわかりませんが、何人ぐらいいるのかなという想定というところをお伺いしたいなと思いました。

○浅野委員長 問2は、性的画像・動画関連の被害状況を書くことになっているので、問2の題目も変えていかないといけない感じになると、たくさん挙がってくると思うのですが、予備調査では「性的画像・動画関連の被害状況について教えてください」とい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

う設問で、各施設でどれぐらい挙がっていたかについて、事務局、お願いできますでしょうか。

○小松課長 確認していますので、少々お時間をください。

○浅野委員長 予備調査では、そもそも全ての性被害について聞いていなくて、「画像と動画関連の被害」に限定して聞いていたので、本当に数件ずつしか挙がっていなかったような記憶があるのです。

○小松課長 今確認していますけれども、児童自立支援施設で、性被害があつて、それが施設職員に開示されていて、支援が展開されているということであると、児童自立支援施設に現に入っているこどもの原因から考えても恐らく1桁ではないかと思えます。

そういう意味では、山本先生がおっしゃっているとおり、そんなに膨大なデータをここに書き込むわけではないので、1施設の回答としてはそれほどではないのではないかとこのもある程度合理性はあるような気がします。

3施設で4ケースでしたので、1施設1人ぐらい。時点を捉えての答えになります。そういう意味では、確かにAからJまで行くことは現実問題あり得ずに、多くてもA、B、Cぐらいではないかと思えます。

○浅野委員長 このことですけれども、ここで先ほど野坂委員がおっしゃった、家庭内の被害も併せて取るというときに、いわゆる児童ポルノ以外の性被害も含めて取るとなると、もっと数は上がってくるのではないかなと思うので、それはあくまでも性的画像・動画関連の被害状況という設問のまま家庭内と家庭外を取るということで、野坂委員のイメージはそれで合っているのでしょうか。それとも、家庭内での実際の接触型の性的虐待と家庭外での接触型の性的搾取被害を合わせたイメージであるのであれば、問2の設問自体が変わってくるのかなと思うのです。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員 あまり細かく聞くというのは本当に大変だけれども、少なくとも野坂先生がおっしゃったようなことは確かに非常に知りたいところでもあるので、インターネット等の画像の問題を抱えちゃったこどもの過去、被害に遭うまでの状況のところ、少なくとも家庭内の性被害、これはさっき言った身体接触が伴うものもそうでないものも、それと家庭外の性被害の有無みたいな形で聞いておく。具体的に書いてもらうのは大変なので、有無くらいだったら分かりますよね。

それをすると、やはりネットで被害に遭う子は過去の性被害が家庭内で実際にあるよねということが分かるので。あるいは、もしかしたら全くなくて画像の問題だけがぼんと出てきたという子もいたら、それはそれで大事な所見になるかもしれないし、そういう聞き方にしたらどうですか。有無だけ。その項目を増やすのはそう難しくないのではないかなと思いました。

○浅野委員長 ありがとうございます。

野坂委員、いかがでしょうか。

○野坂委員 それに分かりやすい案だと思います。

亀岡先生がおっしゃっていたのもそういう感じでしょうか。さきほど提案した、外での子は中でもあるみたいな、ある・なしでという感じですよ。

○亀岡委員 そうです。

○浅野委員長 亀岡委員のほうも、あくまでも性的画像・動画関連の被害について、外でも中でもということ聞けばいいということでもよろしいですね。

○亀岡委員 問2がそのような設問になっているので、これはこれではいいと思います。

○増沢委員 問2で聞くのは、あくまでも画像の問題を抱えた子を対象に過去の性被害の有無を聞く。家庭外、家庭内ということです。

○浅野委員長 ありがとうございます。

加えて、問1のほうは、性被害等のあるこどもについてのところは全体の人数になってくる可能性がありますけれども、できたら家庭外性被害を受けたこどものところに、先行して家庭内で性被害があつたということの項目が入れられるかどうかをまた事務局で御検討いただけたらということでもよろしいですか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

では、その点については事務局のほうでまた御検討いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

○小松課長 承知しました。

○浅野委員長 ほかに、家庭内、家庭外のことにに関して、委員の方で御意見はございますでしょうか。

まだ御発言のない委員の方、いかがでしょうか。

今回から入っていただいた委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、細かいことについては御意見をいただきにくいかもしれませんが、アンケートそのものについてとか、お感じになったことでも結構ですので、御発言をいただける方がいらっしゃいますでしょうか。特にございませんか。

今、施設アンケートについて委員からも大分御意見をいただいたところですが、さらに何かほかの観点からも御意見はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

山本委員、何かございますか。

○山本委員 細かいところですが、問5の選択肢の中の（カ）の医療機関ですが、私の理解が間違っていたら申し訳ないのですが、15ページです。医療機関が精神科と婦人科になっているのですけれども、少ないとはいえ男子も性被害に遭いますので、ここが婦人科と精神科だけなのは適切ではない。もし項目を入れるのであれば、泌尿器、肛門、小児科を入れる必要があるのかなと考えています。

○浅野委員長 ありがとうございます。

そうですね。もちろん男子もあり得ることでありますので、事務局のほうはいかがでしょうか。

○小松課長 診療科を制限する特別な意図はありませんので、可能性は広く拾えるようにさせていただきたいと思います。

○浅野委員長 ありがとうございます。

精神科と身体科みたいな感じの中に具体的に並べるような形で御検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 もう終わると思うのですが、最初に言った項目をどこまで増やすかということはあるのですけれども、施設の中で発覚した性的画像とか動画の関連の誰が聴取をしたのかとか、そこら辺のところは、今回は聞かないということでしょうかね。

○浅野委員長 先ほどおっしゃっていた協同面接とかその話ですよ。

○鈴木委員 そうです。限定をすると数も少ないでしょうし、家庭外の全部の被害を入れればたくさんあるけれども、ポルノ案件でやると数は少ないと思いますけれども、この案件だと警察に必ず児童相談所も施設も連絡をして、それで誰かが聴取をして、そして事件化するかどうかという展開が必ずあるので、そこを横長で、そこまで行くとまた項目が増えてしまうのですけれども、やはりそこを私は聞きたいなと思っています。

誰が聴取をするとか、あるいは協同面接でなかなか難しくなっている実態が見えてくるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の設問を今回入れるかどうかということはどうでしょうか。

以上です。

○浅野委員長 ありがとうございます。

家庭外の事案でポルノの関係のことであった場合に、誰が聴取して、事件化するような動きが、鈴木委員は必ずあるというお話でもあったのですけれども、実際にはそういう動きがあるのかどうかも含めて把握したほうがいいのではないかなということですね。

○鈴木委員 そうですね。だから、そこがすごく曖昧になってしまったり、児相もこれは事件だから児童福祉と関係ないみたいなことですが、それは協同面接で一緒にしながら、その後のケアもありますから、聴取はしないと思いますけれども、連携はしていくと思うのです。

児相にいる間だったらば、保護所にいてそういうことが発覚すれば、児相は関わると思うけれども、施設に行ってしまうと意外とお任せになってしまっているような実態がある

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」ページ（[児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 | こども家庭庁](#)）からご覧いただけます。

のではないかとあって、そこら辺が見えてくるのも意味があるかなとあって質問をしたのです。

ただ、項目が増えてしまうということもありますので、今回、そこまでは行かないというのであれば、それはそれでいいと思います。

以上です。

○浅野委員長 ありがとうございます。

事務局のほうは、この辺りは全体の質問項目との兼ね合いでまた御検討いただけたらと思います。

○小松課長 承知しました。

○浅野委員長 雪田委員、お願いいたします。

○雪田委員 念のためですけれども、先ほどの問2のところ、①が「性別」となっているのですが、これは被害を受けた児童の性自認によるもので回答いただくことになるということでしょうか。

○浅野委員長 問2の最初の「性別」という欄は、被害を受けた児童の。

○雪田委員 児童の性自認での性別の回答ということでもいいのかどうかということなんです。いわゆる身体的な性別ではなく、性自認というところも意識した回答をしていただくということかなと思ったので、それだけです。

○浅野委員長 事務局、いかがでしょうか。

○小松課長 ここについては、回答するのが施設になりますので、いずれにしても施設のほうでそのこどもの性別をどう把握しているか、整理しているかということによるかと思えます。

○雪田委員 そうすると、施設によってその分類の仕方が変わってきてしまうのかなと思うので、調査をするときに、注意点といいますか、方向性を示してあげたほうがいいのかなと思いました。

○浅野委員長 これについては、事務局のほうで書き方について御検討いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○小松課長 雪田先生から提起された問題は、この調査の言葉の定義の中で打ち出すには非常に重たい気もしますので、そこは事務局としてはシンプルに、施設がその子の性別をどう扱っているかということと一旦お答えいただくというふうにしたいと思っておりますが、一旦検討させていただきたいと思えます。

○浅野委員長 ありがとうございます。

時間も超過しておりますけれども、皆様からも貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。いただいた御意見を基に事務局のほうで修正等を行って、全国での調査の実施に向けた準備を進めていただきたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程等の連絡事項をお願いいたします。

○篠原社会的養護専門官 次回の日程につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、専門委員会に御参加、御議論をいただき、誠にありがとうございました。

○浅野委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の専門委員会はこれにて閉会といたします。御参加いただきました皆様、どうもありがとうございました。